

メガソーラー事業に係る主な関係法令

NO	関連法令	主な規制の概要	手続き	県所管課	相談窓口	
					地域	窓口
4	山形県自然環境保全条例	<p>「自然環境保全地域」については、保全計画に基づき特別地区、普通地区、野生動植物保護地区に地域指定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別地区：工作物の新・増・改築、木竹の伐採、土地の形状変更、土石の採取などの行為は、県知事の許可を要する。 ・ 普通地区：建物高さ 10m または 延べ床面積 200 m²、鉄塔高さ 20 m を超える工作物の新・増・改築等を行う場合は県知事に届出を要する。 ・ 普通地区：建物高さ 10m または 延べ床面積 200 m²、鉄塔高さ 20 m を超える工作物の新・増・改築等を行う場合は県知事に届出を要する。 	許可申請届出	環境エネルギー部 みどり自然課 (023-630-2208)	村山地域 最上地域 置賜地域 庄内地域	村山総合支庁環境課 (023-621-8425) 最上総合支庁環境課 (0233-29-1285) 置賜総合支庁環境課 (0238-26-6035) 庄内総合支庁環境課 (0235-66-5706)